

○木曾広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱

〔平成 17 年 12 月 12 日
要綱第 5 号〕

改正 平成 19 年 12 月 27 日 要綱第 9 号

(目的)

第 1 条 介護保険法第 115 条の 39 第 1 項の規定に基づく地域包括支援センター（以下「センター」という）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、木曾広域連合地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- ③ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること。

- ① 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるとする。
 - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要なときに、事業内容を評価するものとする。
 - ア センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。
 - イ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
 - ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) その他の地域包括ケアに関すること。

(組織)

第 3 条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから木曾広域連合長（以下「連合長」という。）が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者の代表
- (2) 福祉・保健・医療関係者の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険被保険者の代表
- (5) その他連合長が認めた者

2 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、団体の職により委員となる者は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、福祉環境課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月12日から施行する。

(経過措置)

2 運営協議会の委員は、平成18年3月31日まで木曾広域連合介護保険事業計画策定懇話会の委員が兼ねるものとする。又、会長、副会長においても、同懇話会の会長、副会長が兼ねるものとする。

附 則 (平成19年12月27日要綱第9号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。